



ベトナムでは、ドイモイ以降、経済開発に対する観点の変更とともに、各地方の経済開発と緊密な関係のある産地の名称の保護制度に対する政府の認識が高まってきた。ベトナムでは、知的財産法に基づく商標制度の下、産地の名称は団体商標、証明商標、さらには独自の地理的表示制度によって保護を受けられることになっている。この三つの保護形式の概要と事例を紹介する。

第9回 EALAI オープンセッション

ベトナムの 知的財産法に 基づく地理的表示 と商標の登録

報告者：（報告言語：日本語）

グエン・フオン・トゥイ

Nguyen Phuong Thuy

ベトナム国家大学ハノイ校人文社会科学大学講師

コメンテーター：小島立 九州大学准教授

日時：2015年8月19日（水）

10:00-11:30

場所：東京大学駒場キャンパス 18号館

コラボレーションルーム 2

連絡先：contact@ealai.c.u-tokyo.ac.jp

